

# ～ごみ出しのルールを守りましょう～

この時期は新学期や新生活に向けて不要なごみが多く出ます。  
正しく分別し、決められた日の朝8時30分までに決められた場所に出してください。

## 《主な違反ごみの例》

- ・ペットボトルの中身を洗っていない（ラベル、キャップが付いたまま）場合
- ・一般ごみや埋立ごみにペットボトルが混在している場合  
（例）リサイクル可能なペットボトルが1本でも混在していると残置いたします
- ・一般ごみに再生可能な紙類と一緒に出されたごみ  
（例）：一般ごみの中に段ボールや雑がみ、大量のプリント類が出された場合
- ・指定袋に入っているが中身が確認できないごみ  
（例）：内袋が透明や半透明でなく、全体的に黒い袋や紙袋で包まれた場合  
（中身が見えないと分別されているか判断できないため）
- ・指定袋以外で出されたごみ  
（例）：他市町のごみ袋、レジ袋など、指定袋以外で出された場合
- ・朝8時30分以降に出された場合

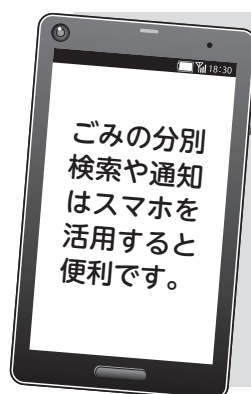


分別ルールが守られていない場合は、啓発シールを貼り、収集せずに残置することで分別ルールの徹底を図っています。

ご自身のごみが啓発シールを張られて残置されている場合、ごみ当番の方や地域の方の迷惑となりますので速やかに持ち帰って再分別し次回の収集日に出してください。

皆さま一人ひとりのご協力が、きれいなまちづくりにつながります。

問い合わせ先 防災環境課 TEL 377-5610



ごみの分別専用アプリ

さんあ〜る<sup>®</sup>



iOS



android

## ごみステーションの清潔保持にご協力ください

町民の皆さまが利用されている自治区のごみステーションは、自治区の皆さまの協力によって清潔な状態に保たれています。

ごみステーションを利用する方は、ごみを出すだけでなく、ごみステーションの清潔保持にもご協力いただきますようお願いいたします。また、お住まいでない自治区のごみステーションにごみを出すことは、その自治区の皆さまの迷惑となりますのでおやめください。

ごみステーションは、町民の皆さまの生活に必要なものです。適切にご利用いただくようご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 防災環境課 TEL 377-5610

